

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和5年12月11日

(開会宣言 午前 9 : 5 8)

委員 長

皆さんおはようございます。

定刻より僅かに早いんですけども、産業厚生常任委員会を開催したいと思います。

初めに、挨拶だけさせていただきます。

(挨拶)

それでは、議長挨拶をお願いいたします。

議 長

(挨拶)

委員 長

続きまして、町長挨拶をお願いいたします。

町 長

(挨拶)

委員 長

本日は、委員全員が出席されております。

また、議長にも御賛同いただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長及び両統括幹、各課長、会計管理者の出席を求めました。

なお、職務執行のため議会事務局長を出席させております。

それでは、早々議事に入りたいと思います。

去る11月27日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第85号と議案第86号の2議案で、議案の説明については11月27日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑に入ることといたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案についての質疑はございませんか。

竹仲委員。

竹仲委員

今回の場合は、特別措置法の改正によって、番号というんです

かね、会社名とかあそこの条例の番号が繰下げになって変わったんですけども、そもそもこの空家等対策の推進に関する特別措置法の改正なんですけど、空き家を放置すると、今後は固定資産税が6倍になるということなんですけど、これはいつからなるのかとか、どういった状況の空き家を放置、例えば何年置くとどうなるのかとか、何かそういう具体的なことが分かっていたら教えていただきたいのですが。

今回、ここで聞くのはまずいですか。いいですか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

今回の法律の改正に伴います一部改正ということで、今回、特定空家の管理の確保という観点で、法律のほうで新しい法律が制定をされております。

その中で、特定空家化を未然に防止する管理ということで、今後、国が管理指針の告示をしていただきまして、それを受けまして、放置をすれば特定空家となるおそれのある空き家、こちらを管理不全空き家と申すようでございますが、これに対しまして、これまでではできなかった市町村からの指導・勧告が可能になるという、また新しいやり方が追加をされておるところでございます。

この項目に対しまして、勧告をされた空き家は、住居利用が難しく、敷地に係る固定資産税の住宅用特会の特例が解除、6分の1が減額されるということで、新しい制度におきましても6分の1の解除が可能になるということでございます。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

分かったようで分かんないやけど。

要するに、僕が何を聞きたいかということ、その施行は、例えば特定空家という認定を受けて、例えばどのぐらい経過しているとか、なった時点でもうできるとか、その辺の経過措置を知りたいんですけど、この辺はどういうふうな基準があるんですか。それとも、それは町、町で決めることなんですか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

この法律に伴います6分の1の解除につきましては、町のほうから解体の勧告を出した時点で解除をすることが可能になるということでございます。

委員長 竹仲委員。

竹仲委員 ということは、町の中の自由裁量がかなりあるということやね。
例えば、特定空家を指定、勧告をして、何日間たってもしない場合はということではなくて、その辺の期間的な制約というのは町の判断によることでよろしいですか。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 それぞれ個別の事案に対しまして町のほうから解体の勧告を出した、それに伴って行うという制度でございますので、一応時間的な制限というのは、その場合、場合のパターンによるのかなというふうに考えております。

委員長 竹仲委員。

竹仲委員 今までの条例というか法律の中でも、強制代執行ができるということにしたと思うんですけども、町が一回もそれをまだしていないということは、結構こういうのができて、町の裁量としてなかなか実行できないんじゃないかという危惧をするんですけども、やっぱりこうやって空き家を放置されて困るということがたくさんあるので、ある程度基準を決めて、申入れをしても、どのぐらい期間していない場合は、ちゃんと6倍になるとか強制撤去とか、何かそういう基準を町の条例の中で決めてほしいと思うんですが、この辺は可能ではないんですか。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 今いただきました御意見、参考にさせていただきます。また今後、検討のほうを進めさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

ちよっと勉強不足なんですけども、今のこの関連質問に対して、今現在、美浜町内でどれだけの空き家登録がなされているのかどうか、実績を教えてくださいなんですけども。

土木建築課長。

土木建築課長 特定空家、要は老朽空き家の件数につきまして御報告をさせていただきます。

特定空家に町が認定しておりますのは53戸、53軒でございます。
また、この6月議会で御了解いただきました小屋、納屋につきましても、特定空家に準じた形で解体の事業費等を出すことにさせ

ていただいております。

それにつきましては、本年度4件の特定空家に準じた認定をさせていただきますところでございます。

委員長

よく分かりました。ありがとうございます。

ほかに質問ございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで議案第85号についての質疑を終わります。

次に、議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

すみません。私からお願いします。

この条例の中に、この間説明で、水道課長、3万人未満の自治体がこの適用対象ということの説明しておりましたけども、この3万人という根拠は、どういう根拠でその3万人を決めたのかどうか、教えてください。

上下水道課長。

上下水道課長

公営企業の適正な推進ということで、3万人以上につきましては、平成27年度から31年度までの5年度の間で実施しなさいというふうになってございます。

3万人未満の地方自治体においては、令和6年の4月1日までに公営企業会計に基づくものに移行していることが要件かというふうになってございます。

委員長

分かりましたけど、3万人未満が対象だということですよ。

この3万と決めた根拠が何かということをお聞きしたいんですけども。

上下水道課長。

上下水道課長

総務省の通達によりまして、まず3万人以上の自治体について、行いなさいということで出ております。

それで、3万人以下については、今度、令和6年の4月1日までに行いなさいという形で通達が出ております。

以上でございます。

委員長

分かりました。

ほかに質問ございませんか。

もう一点、私のほうから質問をさせていただきます。

本会計の適用に当たっては、会計処理とか財務管理、これをやらなければいけないことになるんですけども、職員の事務処理負担というのは全く変わらないのか、それとも、もっとIT化されていくので、今の状況よりかは財務管理が楽になるのか、その辺ちょっと教えてください。

上下水道課長。

上下水道課長

まず官公庁、今までの官庁会計と公営企業会計の違いでございますが、官庁会計の場合は、現金の収入と支出という形で、それだけを見た形になります。公営企業会計になりますと、現金の収支にかかわらず、資産の移動、あと費用収益が発生したという事実に基づいて会計処理を行うということで、減価償却費とか長期前受金の戻入等の非現金の支出も計上という形になってございます。

それで、決算書等、特別会計と企業会計、上水道、既になっておるのを見比べていただきますと、上水道はかなり複雑になってございますので、事務的にも減価償却を計算とか、そういうので事務量は増えるとは思っております。

以上です。

委員長

事務処理は増えるということになるんですね。分かりました。

高橋委員

委員長、今回の議案とは直接関係がない部分なんですけど、産業厚生常任委員会だということで、それに関連することを2点ばかりお尋ねしたいことがあるんですけど、このタイミングでやっていいですか。

委員長

その他という項目がありますので、その他でお願いいたします。

高橋委員

その他ということで。はい。

委員長

今の議案について、何か御質問。なければ。

(なしの声あり)

委員長

ほかに質疑はないようですので、これで議案第86号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託された議案2件の質疑を終了いたします。

それでは、各委員会等の採決の前に、議員間討議の場を設けることができること決定しております。

本委員会に付託された2件の事件に関し、討論はございませんか。

(なしの声あり)

委員長

以上で、本委員会に付託されました議案の審議を終了いたしました。

ただいまから採決に入ります。

議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成でございます。

よって、議案第85号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第86号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案2件の審査は終わりました。

その他として、何かございませんか。

高橋委員。

高橋委員

今回の議案とは直接関係ないんですが、実は10月31日に敦賀美浜地域開発協議会というのがありまして、敦賀の議会の委員の方も美浜にお見えになって、道の駅の視察をしていただいたわけですが、一緒に。

そのときに、以前から私申し上げてはいますが、2階あるいは3階のところの手すりの強度が非常に弱いと。ぶらんぶらん動くということで、竹仲議員も相当強く言っていたんですが、今の状態で3月16日を迎えて、仮に大勢の方がいらっしゃった場合に、あの強度では、私の感覚ではとても受け入れられないと

いうぐらいの弱い強度だと思って、皆さんいらっしゃった方もこれは危ないねという方も大勢いらっしゃったんですが、その件について、今のままでいいと考えるのかどうか、そのの見解をお聞きしたいというのが1点。

同じく、2階の南側のほうの床面に結構大きなひびが2か所か3か所入っていますよね。これは最初にプレオープンするときからありました。

今回また、この10月31日にもう一度同じところに行きましたら、もう1か所増えていたような気がしたんですね。ひび割れが相当激しく入っていて、これから直すのかどうか知りませんが、その部分についても、BTOということで、PFIの事業者がやったものを美浜町が借り入れるといたしますか、そういう形になるわけですが、あの状態でいいと考えるのかどうかというのが2点目。

3点目は、静電気注意という看板がいつも貼ってあるんですね、今はどうか知りませんが、そのときも貼ってありました。手すりに触ると、静電気ではちっと来るらしいんですね。

これは結局、子供のいろんな、子供ではなくて人間の服にいろいろ帯電していた静電気が、手すりが鉄製のフラットバーなので、いつも地面にアースされているんだらうから、触るとびしっと流れるんじゃないのかなと想像しています。それについては、原因と対策というのは、原因調査と対策はやるのかどうか、今のまま看板ずっと貼っていくのか。

まずはその3点を、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

委員長

産業厚生でしょうかね。

産業政策課長。

産業政策課長

まず、手すりの件でございますが、そういう御質問もいただいて調査はしております。

強度とすると問題ないというような答えはいただいておりますが、そこについて、もう一度、検討はさせていただきます。

それが1点と、そのクランクに関しましても、現場も見ておりますが、それが増えてくるということになってくると、そういった

ことへの対処というのも当然必要であるというふうに考えますので、そこに関しては、調査するような形で対応させていただきたいなというふうに思います。

3点目の静電気に関しても、一応はそこで今注意をするような形で表示はしてございますが、構造的なところもあると思いますので、根本的にそれを対処するような方法というのは、それもしつかり考えていきたいなというふうに思っております。

委員長
高橋委員

高橋委員。

分かりました。

検討していただくということなんだけど、手すりについては、あの構造は、特に3階の一番西側のところなんていうのは、非常に長いスパンの中で床面にビスで留めてあるだけなんです。あれ、ビスがさびたり長年経年していけば、それがもろくなりますし、今手でくっくと押しても、恐らく10センチは動きますよ、真ん中のところまで。

皆さん見ていますか？一回行って見てきてください。あんな恐ろしい手すりは見たことがない、私、これまで。それは改善しておいたほうがいいと思います。

私の責任上、あれではオーケーとは、安全が確保されているとは思えませんので、よろしく願いいたします。

もう1点あるんです。

ちょっと話は変わりますが、この間、道の駅に出店するときに、手数料の5%に相当する部分を補助しますという議案があって、それは予算決算のときに承認ということで、この委員会としては承認したわけですが、道の駅をやるといったときに、民間活力、民間のノウハウでやるんだと、だからPFIにしてやります。

業者のノウハウで運営をきちんとやっていただいて、その内容を月に1回ミーティングをやって、そして行政とも連携をしていきます。そういうふうな約束でスタートしているんですが、出店者が手数料20%では駄目なんやということが、恐らくどこからかそういう声が入って、なら5%町から出しましょうやと、こういうところに話が行ったんだと思うんだけど、PFIでやりますと、効率を考えてPFI事業としてやりますというような建前、

そういうふうなスタイルでスタートしている事業に対して、そういう5%の手数料の補助をやっていきますということ。

これについては、それでいいんだということについての、その裏づけといたしますか、どういうふうにお考えなのかという考えをお伺いしておきたいと思います。

委員長

産業政策課長。

産業政策課長

今回、補正で上げさせていただいたのは、6月に上げた、そのチャレンジの部分が、今回、直売所の売行きが非常によく、その6月の予算では足りないということで、追加をさせて、委員会でお認めいただいたような流れかなというふうに思っています。

この直売所に関しましては、生産者の連絡会、道の駅が始まるまでにいろいろ声かけをして進めたところでごさいます、そこでは、PFIの関連の事業者が提案したところで2割というような調整をしていただきました。それでスタートした経緯はございます。

ただ、その2割で、今回、入っていただいている事業者さんは、その2割を了承して入っていただいたという事業者さんばかりでございませう。

この5%の追加というのは、あくまでもその町の考えで、しっかり出だしの道の駅の運営を考えた上で、しっかりそういったところで生産者を増やしていけたらなと。その5%が高いというような声も直接聞いておりましたし、それに対する町の思いで今回やらせていただいたという流れがございませう。

あくまでもその2割というのは、PFIの事業者ができるという見込みで進めておりますし、集まった事業者は、その2割を納得してスタートを切っているところでごさいますので、そういったところは御理解いただきたいなというふうに思っています。

委員長

高橋委員。

高橋委員

PFI事業で特別目的会社があつて、こういう形でやりますというコンセプトなり、そういうものに対して、ならお任せして一括でやりましよう。建設もそうだし、その後の運営についても基本的にはSPCでやってください。その条件の中に、民間事業者の裁量でどういうふう運営するのかということについては、事業者の

自由度としてあって、自由だけれども責任もあったと思うんですよ。だから2割でやりますということでスタートして、やれないのなら事業者の責任で5%下げるとか、そういうふうな形で、費用負担は事業者がやるというのが本来の建前なんだろうなというふうに自分は思っているんです。

それを、20%じゃなかなか集まりませんわと、だから町から5%補填しますわと。これ、今までのやり方と何も変わらないなと。困ったら補助を出しますということで、単純に理解をされていていいのかなと自分には疑問があるもんですからね。だから、そのところが首尾一貫していないなというふうに思うわけです。

だからそういうことで御意見をお聞きしたいので、今現実もっと人を増やさなきゃいけないし、産物の提供者をね。あまりややこしいことを言っているけど、本当に軌道に乗せられるのかなというふうな疑問も私は持っていますので、あまりしつこくやる気はないんだけど、やっぱりそこはよく考えながら、お話をきちんと、毎月1回やっているところ等でお話をさせていただいて、責任を持って運営していただきたいというふうに要望しておきますので、よろしくお願いします。

委員長

ほかに何かございませんか。

なければ、これで終了いたしますので、最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副委員長

(挨拶)

委員長

以上で産業厚生常任委員会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後10:30)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員 梅津 隆久